

第3回 久留米市障害者計画等策定委員会 議事録

開催要領

1. 開催日時：平成18年11月27日（月）15時00分～17時00分
2. 会場：久留米市庁舎3階305会議室
3. 出席委員：平岡委員、馬場委員、磯田委員、井上委員、上野委員、江島委員、北村委員、児玉委員、城島委員、白石委員、高柳委員、立石委員、日野委員、古川委員、光益委員、南嶋委員、
4. 欠席委員：大森委員
5. 傍聴者数：0名

議事次第

1. 開会
2. 議事
 - (1) 久留米市障害者計画・障害福祉計画(骨子案)について
 - (2) その他
3. 閉会

配布資料

- ・久留米市障害者計画・障害福祉計画(骨子案)【議事1】
- ・久留米市障害者計画等策定委員会 作業部会 課題・対応のとりまとめ報告(資料1)
- ・障害者計画・障害福祉計画策定に向けての今後の予定(資料2)

議事要旨

1. 開会

・事務局

第3回久留米市障害者計画等策定委員会を始めさせていただきます。会議に入ります前に、これまでの計画と今日の会議の位置づけを若干説明させていただきます。前回は8月31日に第2回の委員会を開催しまして、策定する計画の趣旨・目的経緯による策定体制等を検討・確認いただいたところであります。委員会を受けまして、当委員会の付属機関である作業部会で障害者実態調査等の各種データをもとに、現状と課題、関係機関のインタビュー等を踏まえまして、10月末までに全体会議だけでも計7回の検討を重ねて、障害者施策のあり方を検討してまいりました。この作業部会には当委員会の委員等も参加をいただいて、検討いただきました。この作業部会の検討内容につきまして、お手元に報告書がまとまっております。報告書をもとに事務局で「骨子案」ということでまとめております。骨子案を計画調整会議、また計画推進会議等で検討したものを今日、骨子案として提案いたしております。この骨子案は今日の会議を踏まえまして、計画案を作成することにはしていますが、再度作業部会において計画案の検討を受けることになっています。計画とこれからのスケジュール等を説明させていただきました。それでは早速会議に移らせていただきます。議事につきましては、平岡委員長に進行をよろしくお願い致します。

・委員長

みなさん、こんにちは。前回は8月31日に策定委員会がございまして、ほぼ3ヶ月の間があいておりますが、ようやく骨子案ができたということです。10月から障害者自立支援法が全面的に施行されたということではありますが、各利用者、施設関係者の話を聞きますと、なかなか厳しい現状におかれているということです。そういう中で久留米市障害者計画・障害福祉計画を策定していく役割を担っているわけですが、ぜひ皆さんにお願いしておきたいのは、できるだけ実行性を伴う計画を策定していただきたいと思います。本日はお忙しい中ご出席いただき、ありがとうございます。よろしくお願いいたします。それではまず、本日の傍聴についてですが、傍聴希望者はいらっしゃいますか。いらっしゃいませんね。それでは議事として、お手元に届いていると思いますが、「久留米市障害者計画・障害福祉計画(骨子案)」について事務局よりご説明をお願いします。

2. 議事

(1) 久留米市障害者計画・障害福祉計画(骨子案)について

○事務局より『久留米市障害者計画・障害福祉計画(骨子案)』を説明

委員長

ありがとうございました。かなり量のあるものを適切に説明していただいたと思います。まず、1頁～6頁までの「第1部 総論」の説明がありました。総論の部分で何かご質問・ご意見がございましたら発言をよろしくお願いします。そして次に7頁以降の「第2部 各論」について入っていければと思います。最初に、「第1章 計画策定にあたって」ということで、この計画策定の目的と背景、計画の対象、計画の位置づけということで、2頁の図にある「久留米市障害者計画」と「久留米市障害福祉計画」の2つの計画が同時に策定されたということです。上の大枠は「久留米市新総合計画」ということで、障害者基本法(第9条)に基づいて市町村が計画を策定することになっています。障害福祉計画は、今年4月から一部、10月から全面施行された障害者自立支援法(第88条)に基づいて、策定することになっています。イメージ図の左側にある、「久留米市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」と同じような形をとっているだろうと思います。久留米市障害福祉計画は実施計画ということになると思います。計画の期間の説明がありましたが、平成18～23年度までの6か年とするその根拠は、自立支援法に基づく障害福祉計画は第1期が平成18年10月～20年度まで、第2期が平成21年～23年度までということで、3年ごとに区切られておりますので、久留米市障害者計画も6か年を目処に策定したいということです。「第2章 計画の基本的な考え方」として、「1. 基本理念」と「2. 基本目標」が3～4頁に示されております。それから今回新たに5頁には「3. 重点施策」として、いくつか取り上げたいことの説明があったと思います。6頁には「4. 計画の体系」が示されております。基本理念があって、基本目標として4つあげております。さらにそれぞれ基本目標に応じた分野が並べてあって、施策区分、施策の方向が細かく示されております。ここまでが総論の内容になっております。何かご質問等はございますか。

委員

意見というわけではありませんが、今のとりまとめから内容を想像してみて、直感的に感じることですが障害者基本法に基づいた障害者計画が基本になることはわかります。障害者計画の

計画を構成するものとして、まず障害福祉計画が全面に出てきているわけですね。この障害福祉計画は自立支援法に基づいて導かれているわけです。一般的に保健・福祉・医療という言い方がありますが、こういう切り口で見た時にこの障害者に関連する計画策定のあり方がいまひとつわかりにくい感じを受けます。障害者計画というのが基本的に大きく全面的にあって、それを構成するものとして「障害者福祉計画」、「障害者保健計画」、「障害者医療計画」という構成になっていると、非常に計画としてはわかりやすいと思います。障害者計画と障害福祉計画だけが今ここに出てきているわけですが、この中で障害者に関する施策を計画として取りまとめていく手立てとしては、ちょっと乱暴という気がしました。しかしこの計画策定の方向性というのは、障害者基本法（第9条）と障害者自立支援法（第88条）に基づいて計画を策定するという段取りですから、障害者計画が6年間という期間の捉え方も、この二つの計画の整合性をもってのことだと思うので、それはよろしいと思います。計画の位置づけから受ける印象は、少し受け止めにくいという感じを持ちました。

委員長 ご意見として、ありがとうございます。他にございませんでしょうか。

委員 この前FAXで送られてきました。一応、一読した面と何ページかについては自分なりに理解しようと思って目を通してきたつもりです。ここにずっと書いてあることで全面的におかしいところはないかと思いながら読んでいきました。5頁の重点施策では、取り組む施策の中に保健・医療について入っていないのが残念でしたが、相対的な印象としては非常に项目的に良くなっていると思います。これだけのことができれば、障害者も今よりもなお安心して生活できるのではと思います。ただ問題は、最後の25頁にある「基盤整備」をどうするのか、というところだと思います。例えば、退院促進事業で7万人の障害者を出すといってもその中の7、8割の人が50～60歳以上という報告もあります。そういう中で親も子もおらず、孫が生活責任者というところに、何十年も入院していた人が社会生活の中での暮らし方が全然わからないまま入れるわけもなく、例えばグループホームなり、一ヶ所に集めていた障害者を将来的には地域生活移行させていくことに対する具体的な計画を策定していくこと

になるわけですが、これについてどういう風に行っていくか、具体的に必要な面が述べられておりません。計画文句としては悪いところはないと思いますが、具体的な内容がわからないところが問題だと思います。例えば、30人ぐらいを支援しようとする時に、それを担うだけの予算と対策がないのに目標だけを決めて進むはずはありません。こういう思いで読んだということで、意見として発言しました。予算が三位一体等で厳しくなっていますが、そういう中での策定ですので今後またその都度検討を重ねていきたいと思っています。

委員長
委員

ありがとうございました。他にございませんか。

重点的に取り組むということで、教育のところで養護学校や特別支援学級のことが書いてありますが、最近久留米市の地域福祉計画のワークショップが行われた時に、中学生の車イスの男の子が「中学に行くのも大変だった」と発表していました。そして高校はまず、バリアフリーになっていません。学校に久留米大学の松尾先生が来ていましたが、久留米大学はバリアフリーになっているそうです。高校に行けないことには大学にはなかなか行けないだろうし、学校に行ったら学校内での介護の問題もあるので、こういうところまで詰めて解決していかないと就学を保障することにはならないのではと思います。障害者が通う学校は必ずしも養護学校やそういうところだけではないという前提で、計画していかないといけないと思います。就学意欲があって、それが可能な人が学校に行けないというところがまず問題だと思いますし、それが卒業して就労につながる可能性が大きくなるのではと思います。作業部会の報告書では学校にも介護者を連れて行くべきと書いてありましたが、まとめた資料の中には書いてないのでしょうか。また、就労についても脊髄損傷の人や両手が利いて事務能力がある人でも、仕事に就けていない状況があるわけです。バリアフリーだけの問題で就労に就けない人もかなりいるのだらうと思います。そういう人からでも、どんどん就労につなげていったらいいのかなと思います。それは能力審理だという人もいるかもしれませんが、どうしても仕事はできるかどうかの能力次第だと思いますので、仕事に就けないために他の所得保障で生活させているのはもったいないと思います。本人も仕事をしたいと思いますし、そういう事情だけで仕事ができないという人がいるなら、そういう

ところから解決していかないといけないのではと思います。

委員長

ありがとうございます。4 頁に「2. 基本目標」として 1 番目に掲げてあるのが、「ともに育ち、学ぶために」となっていますが、この場合の“ともに”とは誰と誰になるのかということになりますので、ここを基本的に考えていかないといけないと思います。3 番目の基本目標に「地域で自立して暮らし続けるために」とありますが、障害がある人だけなぜ地域で自立しないといけないのかと思います。例えば、重い障害がある人が社会的に自立するということは、どういうことを意味するのか、自立支援法には残念ながらそういったことは一切書かれていないわけです。障害とはどういうもので、どう捉えたらいいのかということも明確にされていません。せっかく基本目標 3 に「地域で自立して暮らし続けるために」と書かれているわけですから、先ほども話があったように障害者が地域で自立していくことはどういうことなのか、具体的に示していく必要があるのではと思います。基本目標を読んでいて感じたことは、「生活者」として捉える必要性はおさえていかないといけないと思います。そういうことを踏まえると、先ほど古川委員もおっしゃった就労の問題にもつながっていくと思います。また、5 頁の重点施策ですが、どういうことを優先順位としてあげたらいいのか、委員の皆さんも考えいただいて意見を出していただけたらと思います。もし重点施策として取り上げてほしい意見があったら事務局の方をお願いしたらいいいですか。

事務局

重点施策については、視点としては専門委員である皆様からあびた重点施策もあると思いますので、そういうものも計画の中に位置づけられたらと思います。それが全部あげられるかどうか、絞込みをする必要があるかどうかという問題は出てくるとと思いますが皆様のご意見は十分計画の中に反映させていきたいと思っています。

委員長

1 頁の「2. 計画の対象」のところで、「～軽度発達障害等のすべての障害者（児）を対象」となっていますが、この“すべて”は“軽度発達障害の人”を指すのですか。それとも“身体、知的、精神、軽度発達障害等のすべての障害者（児）”を対象にするということですか。

事務局

このまま読んでいきますと、後の“軽度発達障害等のすべて”

ということになります。基本的には、障害者すべてを表す言葉としてここにおいたつもりです。

副委員長 手帳の有無に関わらず、区分認定も気にせず、誰を障害者というのですか。

事務局 障害という基準については、一定の法律等に基づくもので判断していかざるを得ないと思います。障害という部分をどう判断するのか私どもも判断ができませんし、その判断するには今の段階では身体障害者福祉法等の各障害を定めた法律と、その中に軽度発達障害等の分野を定めていますので、それを含めた形で整理をさせていただいています。それ以外の障害は今の段階では、“ここまで”という区分で整理ができない部分がありますので、一定の法律等に基づく整理をさせていただきたいと思っています。

副委員長 非常に障害者の枠が難しくなっていると思います。知的障害者に関しては、身体障害者と同じようにいるのではと思われる方も多くいます。そういった意味でも手帳がなく困っている方もいますので、この点も含めて「法律の手帳の規定にとらわれない」という意味で受け取っていいのですか。

事務局 障害者の判定をどうするのかというところは、今の段階ではどこかに拠り所を求めざるを得ないというところがあります。法律等で一定の判断をせざるを得ないのかなと思っております。

委員長 今の日本の法律では、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている人に限って、福祉サービス等を利用することができることになっています。障害者であっても手帳を持っていない場合は、申請をする形になると思います。こういったことを基本的な前提として、ここに掲げてあるのだろうと思います。

事務局 その中で新たに軽度発達障害等の分野が出てきましたので。

委員 障害者ということで自分が宣伝すれば、「障害者」というわけにはいきませんか。

委員 軽度発達障害は手帳のような目印になるものが今のところありませんからね。今後検討していかないと、計画の対象の中に軽度発達障害等と書いてあっても認定ができませんね。今後検討していかざるを得ないと思います。

事務局 そうですね。手帳には結びついていませんが、どういう方が軽度発達障害等に該当するかという部分については一定の法律の中で整備されていますので、そういう方々に対する今回の計画の中の施策に対象として入れております。

副委員長 現在、市でも医者の署名を取ってくれば、手帳がなくても支援をされている人もいますよね。

委員 精神障害の場合はそうだったと思います。

副委員長 発達障害みたいな方に対してもそうですね。

事務局 それはないと思います。法的な給付についても含めて。

委員 精神障害の場合は手帳がなくても診断書があれば受けられますよね。

事務局 精神障害の場合は通院医療関係の部分がありますが、基本的な福祉サービスの分野としては手帳等がサービスの基本となってきますので、従来は手帳の対象者、精神障害者は手帳所持でも対象外でしたが今回からは対象者に含めることになり、あわせて発達障害の方々についてもすべて対象に入れる形にしていますので、障害者という形で整理をするならば、あくまでも表現としては身体障害者、知的障害者、精神障害者、軽度発達障害等と位置づけられた方々のすべてを対象にするということではないかざるを得ないかなと思います。

委員長 それは障害者自立支援法でも、難病の患者さんや高次脳機能障害のある人は含まれていません。発達障害も含まれていません。

事務局 高機能障害あるいは軽度発達障害は含まれていると思いますが高次脳機能障害は今のところ、精神障害の分野に含まれていません。

委員長 そうです。精神障害者保健福祉手帳を取得していると思います。しかしほとんど利用するサービスがありません。

委員 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスを受けるのであれば、障害区分の2級を受けないといけませんよね。ここに書かれている障害者と区分認定を受けてない障害者に対してのサービスがあると捉えていいのですか。どこまでのサービスをするのか、久留米市独自のサービスがあるのか、というところがわかりません。

委員長 例えば、この計画の対象としてすべての障害者を対象者とする

場合に少なくとも手帳を保持している人という意味ですか。当然、それを前提に書かれているのかなと思ったのですが。

事務局 この“すべて”の部分は、“軽度発達障害等のすべて”に限定させていただいております。やはり3障害の手帳所持者がベースであるということなので、障害という部分の判断は今の段階ではできません。基本的には“これ以上のすべての障害者”という部分では整理ができないかなと思っております。

委員 児玉先生がおっしゃるのは、個別給付の部分以外にもサービスはあるのか、という感じではありませんでしたか。

委員 自立支援法に基づく障害福祉サービスというのは、手帳等を持っている方が受けられるので、それ以外の方が受けられるサービスがあるのであれば、どんなサービスだろうと。また久留米市独自のサービスがあるのかなと思ひまして。

委員長 軽度発達障害のある人等についてはどうなのでしょう。

委員 精神科医療では、通院医療の公費負担等は受けていますよね。

副委員長 大事なものは、相談機能等をつけるということは、障害認定を受けていない人をきちんとフォローしていこうという計画ですよ。

事務局 手帳を持っていないだけで制度の対象になるような方々に対しては、当然サービスの対象にはなるだろうと思ひます。ただ単に手帳を持っていないというだけであって、それは取っていただいてサービスを受けるといふことで、相談や指導をしていきます。手帳対象の範疇の障害であるという意味合いであればいいのですが、手帳の範疇とか全く関係なく、ご本人が障害という部分もすべて行政で認めて対象請求という話はないと思ひます。

委員長 これは当然、われわれだけの計画ではなく市民全体に示されることになるので、一般市民にもわかるような表現の方がいいのかなと思ひます。この場だけでも誤解が生じているように思ひますので。今おっしゃるように、すべての障害者というのは少なくとも行政サービスが受けられる人や自立支援法に基づいたサービスを受けられる人、手帳の交付を受けた人、という風になると思ひますが、ここをもう少し限定して書かれた方がわかりやすいのではと思ひますが。

委員 これは限定して書かれているのですか。障害者全体のことを言っていますよね。

事務局 障害者という今の考え方について、あくまでも手帳に該当する人が基準であるという思いでこの中では整理してあります。

委員 自立支援法に基づく障害福祉サービスを受けるためには、手帳の交付や障害区分認定を受けなければいけないのは決まりですよ。2頁の図を見ると、障害者計画は障害福祉計画を全部含んだような計画で障害者だけでなく、障害者とその家族にも対するサービスですよ。だから先ほど言われた手帳保持者のみが対象というのはおかしいと思います。久留米市としては障害者全体をどのように考えているのかということだと思います。

事務局 障害者という部分では、軽度発達障害で手帳の対象にならない方々でも障害者であって、サービスが必要であるという部分があるので、この方々もこの計画の対象者として含んでいくという意味での“対象者”をここにあげているわけです。

委員 社会生活とか日常生活に何らかの支障が出るので、障害のある方と言っていいと思いますが。

事務局 今回の段階で手帳を持っていなくて“障害者”とはっきり認定できるのは軽度発達障害等が明らかになっているので、今回は対象の中に入っております。今の段階でそれ以外のもので明らかに障害者であるという制限はできていませんので、この部署の中で制限することはできません。

委員 精神障害の方でも手帳を持っている方と持っていない方がいますが。

委員 あれはあえて持たないんです。

委員 発達障害も他の障害と同じように認められていけば、手帳を交付してはっきりと認定していくことも今後考えていかないと、ただ手帳を持っている人だけが対象というような議論はここでは解決しないし、こういう人たちにも何らかの証明ができるような制度を検討していく必要があるのではと感じます。

委員長 ありがとうございます。1頁の「2. 計画の対象」ということでご意見をいただきましたが。

事務局 精神保健福祉の専門職員がいますので、今までのいくつかの点を整理させていただきたいと思います。

事務局 24 頁までの内容と、25・26 頁の内容は違うものであります。25・26 頁につきましては障害者自立支援法に基づいて、サービスにどのような利用を認めて、どのような供給をしていくのか明確に対象者がはっきりとしています。24 頁までにつきましては、例えば「母子保健事業を充実」と例にあがっていますが、現時点で障害者であるということではなく、母子保健を給付することによって障害の早期発見に取り組めるという意味のものであります。障害の有無にとらわれない、広い意味で捉えて示してあるのが 24 頁までの内容であろうと思っております。1 頁の「2. 計画の対象」の言葉を改めて表現するのは果たしてどうなのかという気も改めてしておりますので、再度、計画の対象については検討してまいりたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

委員 2 頁に計画のイメージ図がありますが、障害者計画の中に障害福祉計画が含まれてしまっているのでもわかりにくいと思っております。イメージ図自体を変えてもらえば、すっきりと理解できると思っております。

事務局 おっしゃる通りだと思っております。表題を見ていただくと、「障害者計画・障害福祉計画」と並列であげておるわけです。そういう意味で言うと、イメージ図と若干、イメージが違う部分もあるかと思っておりますので、検討していきたいと思っております。

委員長 もう少し整理して、お示しするということがいいかと思っております。それでは「第 2 部 各論」の方でお気づきの点はございますか。

委員 先ほど上野委員からお話がありましたが、「推進する」とか「努力する」とか、この場でしか表現できない部分が多くありますが、「検討していく」という言葉を「推進」と、もう一歩進んだ表現をしていただきたいと思います。検討だけで終わってしまったら、意見を出しても意味がないと思っております。検討した後に「改善する」という一歩進んだイメージの言葉を出していただきたいです。

委員長 ありがとうございます。ご意見だったと思っております。

委員 自立支援法ができて、実際の障害者団体やそれを補っている事業所等が「自立支援法は本当の自立支援法ではなく、自立支援破壊法だ」というようなことで怒っています。各市町村でも補助金を出さざるを得ないということになってはいますが、障害者自立支援法自体に疑問を持っていらっしゃるのでは、うたい文句

的には納得できるが実際に計画としてどう対応していくかという面では非常に苦しいというのが実状です。

委員 一定やむを得ないですね。財政的な裏づけが何もないですから。そういう中で、方向性だけ明示してきているというところの役割だけは考えないといけないと思いますが。

委員長 だからこそ、総論のところ为重点施策を柱にしたいということになっているんだと思います。限られた財源の中でどう効果的に計画を作り、それを具体的に重視していく、その優先順位の取り組みだと思います。「雇用・就労」のところはいかがですか。

委員 障害の有無に関わらず、人としての生活をサポートしていく、ノーマライゼーションという面もあると思いますが、生活のバックボーンとしてはやはり就労だと思います。就労の部分にある程度、具体的な施策がほしいと思います。法定雇用率の方面にも手を広げていかないと就労の期待、拡大はなかなか現状の数字のままでは同じ施策なのではと思います。例えば、各企業において障害者が持っている能力やいろんなノウハウを活用したいということであれば、就業の機会を提供する企業サービスとしてはある程度、シェアリング等の問題も課題としてあるので障害の程度に応じて業務を分業化する必要があると思います。これは厚生労働省という一つの議員化された環境ですから、雇用面も障害者計画と連動した形の施策につながっていかなければ、という思いがいつもしております。生活基盤を整えていくチャンスを作りあげることが基本だと思いますので、法定雇用率のあり方についてはもう少し政治的な取り組みが必要なのではと思います。なんとかならないものでしょうか。

委員長 そういう意味では、ハローワークとの業務連携のように、11 頁にも「(1) 一般就労の促進」として、福岡県障害者雇用支援センターとありますが、ここは本当にいい仕事をされていると思います。雇用につなげていくように就職前からトレーニング等されています。こういったところ等と具体的に連携していくことや、最近全国的に展開されていますが「援助付き雇用」ということで、重度の障害や知的障害がある人にジョブコーチがついて、求められる仕事に対してジョブコーチと一緒に進めていく事業があります。これまでの職業リハビリテーションとはかなり違った考え方で、ある一定のレベルを超えた人が就職して

いくのではなく、まず就職させてからジョブコーチと一緒に仕事を覚えていくという障害の特性をうまく配慮した対応の仕方が全国的にも取り組まれております。こういったこともぜひ、障害者支援雇用センターでも取り組まれたらと思います。

委員 障害者支援雇用センターは知的障害者と精神障害者が対象ですか。

事務局 身体障害者も対象です。3障害が対象です。

委員長 当然、3障害が対象だと思います。実際、ジョブコーチがかなり継続して支援していくことが職場の定着につながっていくと思います。そういう配慮をしながら就労をサポートしている取り組みに久留米市は補助金を出していただいて、大いに活用されるべきだと思います。

副委員長 作業部会では、就労の問題に関してジョブコーチのかなり強い要望があがっていましたが。

委員 ジョブコーチが飲まず食わずでアルバイトまでしていることや人数が少ないということは聞きました。

事務局 雇用の面で言えば、直接的な部分としては市の業務としてやっていない部分がありまして、具体的な支援としては先ほど出ていた障害者支援雇用センターを通じて障害者の就労支援をやっているという現状の中で、ジョブコーチ等のご意見も出ていましたが、具体的な取り組みについては今後雇用支援センターと連携強化を図りながら対応を図っていきたいと思います。行政のレベルで少し整理させていただきたいと思います。

委員長 はい、ありがとうございます。日中活動とか、あるいは社会活動についてはいかがですか。

委員 日中活動については就労継続支援等が久留米市内の事業所ができるかどうかはまだわかっていない状況なので、数値目標としてあげられないのでしょうか。

委員長 就労移行とかですか。

委員 就労移行とか。

委員長 それは受け入れてくれる企業側の理解と支援がないと何とも言えませんが。

委員 現在授産施設等で行っている所があるとか。

委員長 就労継続支援施設ですか。

副委員長 5年以内にですね。

委員長 5年以内に、どの機能を…。

委員 5年間は今の状態でもいいということですよ。

委員長 かなりプレッシャーかかると思います。厚労省から、早い者勝ちかという話を聞いています。

委員 どれくらいの事業所が移行していくのかがまだわかりません。

副委員長 実際のところ、知的の施設は移行しないと表明していたが、かなり移行し始めています。プレッシャーがかかっているからです。数値目標が出てくる可能性がありますよね。

委員 利用料との絡みで、言ってもムダだという面がありますね。福祉的労働で1万とか2万もらっていたのに、施設利用料等や食費を含めたら年間6万円ぐらい払わないといけないという話も聞きます。

委員 もらうお金と使うお金が逆転していますね。

委員 授産施設に行っている障害者はわりと、身の回りのことはできるので、家にいて留守番をしても家族は邪魔にならないと思います。施設をやめて、作業所に見学に来る人がいます。工賃が安く、3,000円か多くて5,000円ぐらいです。就労継続支援等も障害者のニーズとしてどれくらい利用があるのか。逆に考えれば私であれば、お金を出してまでそういうところに行こうとは思いませんからね。

委員長 現実には授産施設をやめていく人が増えてきていると言われています。

委員 やめてきて本当ならば受け皿となるべき作業所が魅力的ではないわけです。今までの賃金からすると。

委員 親からしたら、どこかへ行ってもらった方がいいと思うわけです。自分が行きたい、行きたくないと言える障害者はいいますが、本人の意思でなく親の思いで行かせて親は安心しますが、負担金を払いたくないから施設をやめさせて家に置いておこうという考えの親も出てくるかもしれませんし。

委員 実は月2万円で働いている健常者はいませんが、私たちはそれを障害者の人たちに言ってきました。障害者本人にしてみれば、2万円でも自分で稼いで社会参加しているという意識は嬉しいことだと思います。だから福祉的労働をバカにしてはいけません。

と思います。障害者の生きがいをいだろうと思います。

委員　　そこで親が出てくるのでまたおかしくなると思います。お金を出してもいいと言う親もいるし、出したくないと言う親もいます。障害者が対象といっても実際は家族にも関わってくることで、家族にとっても大事なことだと思います。障害者だけでなく、家族も相談支援事業の中に入れてほしいです。障害者本人だけという言い方なので、家族も相談に行ける場所がないと困ります。障害者計画は障害者だけの考え方ではないと思います。

委員　　本人が相談できないという場面もあるからですね。

委員　　普通の子でも障害があるんですよね。人の考えの中に「障害」があります。人の気持ちになってやる方が少ないです。バリアフリー的な整備は出来てるかもしれないが、考え方の中で障害が発生しているので、そこを解決すべき問題だと思います。今6か年で計画を立てられています、3年ぐらいで見直ししないと世の中はがらっと変わります。何が実施できて何ができなかったかということを考えないと。見直しは必要だと思います。

委員長　　非常に大事なことをおっしゃったと思います。ちょうど6年の中間年ですので、「3年を目処に見直し」ということは具体的に示されてもいいのかなと思います。

副委員長　　私も同意見です。先ほど言われたように財源の確保ができていない中での自立支援法はまさにそういう状況で作られたわけです。今後、財源がどういう形になるかわかりませんが、大きく制度も変わる可能性もあると思います。

委員　　先日の新聞では、施設の方にはいくらか補助するということが書いてありました。

副委員長　　私も本当は3年計画でいいのではと提案しましたが、6年という話になっていました。見直しぐらいではだめだと思います。制度が根本的に変わったりする可能性は大いにあると思います。

委員　　施設の今までの収益の8割を保障すると書いてありましたが。

副委員長　　今の状況だと施設はつぶれるかもしれませんね。

委員　　急激に賃金下がってきている分を緩和するという意味で、一時的に保障します。

委員　　参院選の対策だろうと思いますよ。

事務局　　計画としては障害福祉計画の第1期が平成18年～20年度という

ことで、目標年度は23年度ですが第1期が終わった時点で2期の計画を見直しするという形になりますので、その中には福祉サービス等の目標数値等は見直ししているという形になります。

副委員長 皆さんが心配されているのは、「絵に描いた餅」のような障害者計画ではいけないということです。具体的に地域活動支援センターを何ヶ所置くか、精神障害者のホームヘルプはどのくらいの金額を出していくのか、といった具体的なことを心配されているのです。どういう風の実現性の高いものになっていくのか、そういうことはすべて財源の裏づけが必要じゃないですか。

委員 それは障害福祉計画のところじゃないですか。今のは障害者計画の各論のところでは言っている話なので。

副委員長 障害者計画が非常に大まかな部分で決まってくと。

委員 全然別なものではなく、地域活動支援センターのことも書いてありますし。

副委員長 見直しをどうかけていくのか、ということが一つあると思います。

事務局 先ほど言いましたように、自立支援法に基づくものに関しては必ず見直し、次の計画を立てることになっていますので。

副委員長 障害者計画の方ですよ。

事務局 障害福祉計画は障害者計画の中に含まれたものでしたよね。例えば、地域活動支援センターの目標数値等についても18年～20年度までの目標数値と、23年度の目標数値は今回立てますが、21年からの第2期で見直しをかけて現実にその数値でどこまで行なえるのか、次の目標数値を修正して新たな目標数値を立てる必要があるのかということは第2期の見直しの中で行なっていくことにしています。

委員長 全体の障害者基本法に基づく基本計画の部分と、自立支援法に基づく障害福祉計画との区分を示していかないと、ここで話をしていると皆さんの中でさらに交錯していると思います。

事務局 基本的には最初に書いてあるように、この2つの計画はこの中に盛り込むという形になっております。先ほども説明しましたが、25・26頁の部分が障害福祉計画の内容です。それ以前のページは障害者計画の内容です。イメージ図を見ていただきますと、障害福祉計画は障害者計画の中に位置づけられている事業

であるということを意味するわけです。この形で整備をしていますので、こういう視点で見ていただきたいと思います。

委員長 地域活動支援センターは、Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ型とありますが、区別についてわかりますか。

委員 Ⅱ型は入浴サービスとか。

委員長 今の無認可の小規模作業所はどれくらい地域活動支援センターに移行できるのか、わかりそうですか。

委員 今のところ、市内はすべて移行しますよね。

委員長 それはすごいですね。

副委員長 基準は5名にすることとか決まっていますか。人数関係なしというのではなく、現状維持のままということをやっていますか。

委員 今の作業所は人数関係なしでは。

事務局 だいたい満たしていると。

委員長 久留米市の場合は少ないところは合併して、一つにするところもあると聞いています。地域活動支援センターに移行できるというのはすごいことですよ。

委員 うちは、原口さん（大成園）と合併しないかと言われていました。

委員 13頁の「(1) 日中活動の促進 ③精神障害者の地域生活支援」についての話ですが、「精神障害者については地域での日中活動の場が不足している」と書いてありますが、これは自立支援法での「生活の場」の不足ということですか。医療系のサービスでデイケア・ナイトケアというのがありますが、久留米市の医療機関でデイケアを併設している所はたくさんありますよね。この表現はおかしいような。精神科医療は努力していますよ。

事務局 医療の分野ということではなくて、実際に精神障害者の方々が地域の中で生活していくうえで、今の共同作業所や今度の地域活動支援センター等での活動や受入れを通じて精神障害者の日中の場を広げていく必要があるという視点で、この中で整理ができると思います。

委員 表現が「不足している」となっているので、望んでいる人と供給している数とのバランスがよっぽど不足しているのかなと思いまして。

委員 デイケアに行かれている方はたくさんいますが、それ以上に孤

立して家から出ない方というのはたくさんいらっしゃると思います。今の作業所やⅢ型の地域活動支援センターが障害者の方を少しだけでも受け入れてもらえる基盤ができれば、外出の機会も作れると思うので、そういう意味で機会が不足していると思いました。

委員

それではおかしいですね。

事務局

また少し修正します。

委員

自立支援法と医療系のサービスとの関連がどうなるのか心配ですね。

事務局

少し整理をさせていただきます。

委員長

検討してください。他にございませんか。

委員

先ほど磯田委員も言ったように、地域活動支援センターにちょっと来てお茶を飲んですぐ帰るという方でも気楽に来てもらってもいいんですが、そういう人が自立支援法ではカウントされないと思います。1時間ぐらいしておしゃべりして帰るとか、夕方閉まる前に職場の帰りに寄って、という利用をされている障害者もいらっしゃいます。うちは出勤簿をつけてないので、カウントされませんし、今の時点ではカウントされなくてもいいのですが、社会資源としては仕事に就いている精神障害者は帰りに寄るのが就労継続支援につながる形だと思えます。また、職場に行く前に必ず寄られる方もいます。そういう利用者は数字としてはあがってきません。

委員長

そういうことが起こる可能性はありますか。

委員

現在でもあるわけですから。

委員長

そういう場合どうするかですね。カウントされるのか、されないのか。その点については私もよくわかりませんが、精神障害のある人の特性を十分配慮した対応は必要だと思います。しかし自立支援法はそこまで細かく考えているかどうか。

委員

考えてないでしょうね。

委員

「教育・療育」の中で保護者なり家族の話が出ていましたが、相談はできるけどそのあとの障害の受け入れがなかなかできなかったり、誰にも言えないで悩んでいるとか、同じ悩みを持つ親が集まる場づくりや保護者、家族のケアが必要ではと思います。

委員

ピアくるめの運営委員会がそういったグループで運営されてい

- ますので、問い合わせすると教えてくれると思います。
- 委員 それをこの計画の中に書き込むべきだと思います。市民がこの計画を見た時にわかるようにしてほしいです。
- 委員 うちの子だけ障害を持っている、という感覚がありますよね。
- 委員 私の場合は第3火曜日に9時～15時まで相談を受けています。田主丸で有線放送しますので、よそからの方も相談に来られます。同じ年代のお母さんを紹介したり、親同士の悩みを話したりしています。
- 委員 各機関とかずいぶん行なって集まっていますが、そこはしっかりと明記していったほうが良いと思います。個人で場所を探している場合はあると思いますが、ほっとしに行くような公的に集まれる場が確保できるといいなと思います。
- 委員長 レスパイトとは違って、「親の居場所づくり」ということで場所の確保と当事者だけではなくて、出来るだけ幅広く親や家族も含めたうえで支援していく相談支援はあわせて計画の中に必要だと思います。どのあたりに書き込むか、設けるかということは本日検討していく必要があるかなと思います。よろしく願いします。今日この骨子案でいろいろご検討いただきました。それを今度、事務局の方で再度検討することになりますが、本日の骨子案をご承認いただくということでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

(2) その他

○事務局より『障害者計画・障害福祉計画策定に向けての今後の予定』（資料2）を説明

- 委員長 もう一つ皆さんにお願いをします。今日の策定委員会の名簿の裏に作業部会の専門員の名簿が載っております。今日配布した資料1は9名の委員の方を中心に、かなり短時間の間に集中して検討して取りまとめの報告を策定いただきました。ぜひ目を通してご一読いただきたいと思います。またこれをもとに皆さんの意見をいただけたらと思います。よろしく願いいたします。本日はありがとうございました。

3. 閉会（17時10分）